

(介護予防) 認知症対応型通所介護 重要事項説明書

2024年 11月 1日現在

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

サービス名	(介護予防)認知症対応型通所介護
名称	ベタニア・デイ・ホーム星
所在地	中野区江古田3丁目15番2号
介護保険指定番号	(介護予防)認知症対応型通所介護(東京都 1371400308号)
送迎サービス可能地域	中野区の一部、練馬区にお住まいの方は中野区との事前協議が必要です。

(2) 事業所の職員体制および職務の内容

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名(兼)		事業所の業務を統括
生活相談員	介護福祉士	2名(兼)	名	生活相談、サービス調整他
看護職員	看護師	名	名	医療・薬剤・健康管理業務等
	(准)看護師	名	1名(兼)	
機能訓練指導員	(准)看護師	名	1名(兼)	機能改善、減退防止の指導訓練
介護職員	介護福祉士	2名(兼)	4名	日常生活の介護、援助等
	その他	1名	1名	
運転手		1名(兼)	名	送迎運転業務

(兼)は他の事業所と兼務

(3) 事業の設備概要

定員	1単位 12名	静養室	1室 1床
食堂兼デイホーム室	50.75㎡	相談室	1室
浴室	3人浴槽及び1人浴槽		

(4) 営業日時

月曜日～土曜日 (祝日も営業)	午前8時30分～午後6時00分 サービス提供時間 午前9時00分～午後5時00分
日曜日	定休日

*緊急連絡先 03-3387-3411

(5) 年末年始の休日

年末年始(12月30日～1月3日)は休業します。

2. サービスの利用方法

(1) 居宅介護支援事業者を通してお申し込みください。

通所介護従事者がお伺いし、(介護予防)認知症対応型通所介護契約書を締結し、サービスの提供を開始します。

また併せて(介護予防)認知症対応型通所介護計画を作成します。

(2) 契約の終了

①利用者は事業所に対して、1週間の予告期間をおいて書面で通知し、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

②事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間をおいて理由を示した書面で通知し、この契約を解約することができます。

③次の事由に該当した場合は、利用者は書面で通知し、直ちにこの契約を解約することができます。

ア. 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。

イ. 事業所が守秘義務に反した場合。

ウ. 事業所が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

エ. 事業所が破産した場合。

④次の事由に該当した場合は、事業所は書面で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

ア. 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合。

イ. 利用者が正当な理由なくサービスの中止、変更を度々繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、3か月にわたってサービスの利用が出来ない状態であることが明らかになった場合。

ウ. 利用者またはその家族が、事業所や通所介護従事者または他の利用者に対して著しく信義に反する行為を行うなど、この契約を継続し難い事由がある場合。

⑤次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

ア. 利用者が介護保険施設に入所し、1か月経過した場合。

イ. 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

ウ. 利用者が死亡した場合。

3. サービスの内容

(1) 身体介護：日常生活動作の程度により、必要な支援・介助を行います。

①排泄の介助 ②移動、移乗動作の介助 ③その他必要な身体介助

(2) 入浴：家庭において入浴する事が困難な利用者に対し、必要な入浴サービスを提供します。

①衣類着脱の介助 ②身体の清拭、洗髪、洗身 ③その他必要な入浴の介助

(3) 食事：食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを行います。

①食事の準備、配膳下膳の介助 ②食事摂取の介助 ③その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練：体力や身体機能の低下を防ぐために必要な基本的動作を維持するための訓練を行います。

(5) アクティビティ・サービス：利用者の生きがいのある日常生活を送る事が出来るようアクティビティ・サービスを実施します。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、身体機能の維持、自身の回復や情緒安定を図ります。

①レクリエーション ②創作活動 ③体操 ④音楽活動 ⑤行事的活動 ⑥養護

(6) 送迎：送迎サービスを利用の場合は、自宅前またはお近くのバスポイントまで、事業所名入り車両で送迎します。

なお、コースの変更があった場合は、送迎時刻を変更させていただくことがあります。その場合は事前に電話等で連絡します。また、毎月の利用カレンダーを作成し、利用日、送迎時間を記載してお渡します。交通事情により予定時刻より10分以送れる場合は、電話で連絡します。

①移動・移乗動作の介助 ②その他送迎時に必要な介助

(7) 相談・援助：利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び援助を行います。

①疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

②日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

③自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

④その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

4. 運営の方針とサービスの指針

(1) 運営の方針

社会福祉法人慈生会ベタニアホームは、創立者ヨゼフ・フロジャク師の遺志を継ぎ、キリストの福音を精神的な基盤として創設されたもので、通所介護事業の利用者及び家族が日常生活の中で心身両面の援助を受けて、神の恵みのもとで明るく生きていただくことを目的としています。

事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

事業及び予防事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ります。

(2) サービス利用のために

①利用時間延長については、利用者の事情により2時間までの延長ができます。

②通所介護従事者の研修については、年2回以上実施しております。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用の際は、体調の確認及び出発前に自宅での検温を行い、連絡ノート等へ記入をお願いいたします。
- ②体温37.0℃以上で熱が下がらない場合は、利用は中止とさせていただきます。また、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染疾患やその疑いがある場合（ご家族含む）も利用は中止とさせていただきます。
- ③B・C型肝炎で活動性のもの、疥癬等の伝染性疾患がある方は、ご利用になれません。また、必要に応じて医師の意見書をご提出いただく場合があります。

5. 緊急時の対応方法

デイサービス利用中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要なときは、家族または緊急連絡先、居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

6. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

7. 感染症や非常時災害対策及び業務継続計画

事業所は非常災害、その他緊急の事態に備えた委員会や指針、研修、訓練等に遵守し措置を講じます。

事業所では、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP（事業継続計画）、防災計画を作成しています。また、防災計画に基づき、消火、避難、他訓練（ご利用者および職員が参加）を実施し、地域住民の参加が得られるよう連携に努めています。

8. 感染症対策（衛生管理等）

事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、委員会や指針、研修、訓練を整備するなど措置を講じます。その他「厚生労働省大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応

事業所はサービス提供により事故が発生した場合には、ご家族等、区市町村および関係諸機関へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。また、事故の発生又は再発を防止するために担当者及び事故対策委員会を設置し、指針の整備、改善策を従業員に周知徹底する体制の整備、研修を定期的実施いたします。

10. 虐待防止の為の対応について

事業所はご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、同一建物内の事業所と連携し、委員会や指針、研修を整備するなど措置を講じます。また、措置を適切に実施するために担当者を設置します。

サービス中に、当該施設職員又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

11. 身体拘束適正化の為の対応について

事業所はご利用者又は他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為（身体拘束）は行いません。身体拘束等を行う場合には、別に定める手続きに基づいてその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し、保存します。

身体拘束等の適正化を図るため、同一建物内の事業所と連携し、委員会や指針、研修を整備するなど措置を講じます。

12. サービス内容に関する相談・苦情の対応

(1) 相談・苦情の窓口 ※ご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

電話 03-3387-3411（午前9時～午後5時） 担当 水谷 和幸

(2) その他

事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に申し立てることができます。

中野区介護・高齢者支援課 (中野区にお住まいの方)	所在地：中野区中野4-8-1 電話：03-3228-8878
練馬区健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課 (練馬区にお住まいの方)	所在地：練馬区豊玉北6-12-1 電話：03-3993-1111 (代)
東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：千代田区飯田橋3-5-1 電話：03-6238-0177

13. 認知症への対応力向上に向けての取り組みについて

事業所は、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳を保障を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、認知症介護に係る基本的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

14. 職場環境の改善に向けた取り組みについて

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

9. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 慈生会 代表者役職・氏名 理事長 田代 嘉子
本部所在地 〒165-0022 中野区江古田3丁目15番2号
電話番号 03(3387)5567 FAX 03(3387)5566

10. 定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

- ①乳児院の経営
- ②児童養護施設の経営
- ③障害者支援施設の経営
- ④養護老人ホームの経営
- ⑤特別養護老人ホームの経営
- ⑥軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ①無料または低額な料金で診療を行う事業及び医療保護施設の経営
- ②保育所の経営
- ③老人デイサービスセンターの経営
- ④老人短期入所事業の経営
- ⑤老人居宅介護等事業の経営
- ⑥障害福祉サービス事業の経営
- ⑦一般相談支援事業の経営
- ⑧特定相談支援事業の経営
- ⑨障害児相談支援事業の経営
- ⑩障害児通所支援事業の経営

(3) 公益を目的とする事業

- ①訪問看護事業
- ②居宅介護支援事業
- ③地域包括支援センターの経営
- ④生活困窮者就労訓練事業
- ⑤日中一時支援事業

(介護予防) 認知症対応型通所介護のサービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

2024年 11月 日

〈事業者〉事業者名 社会福祉法人 慈生会
 名称 ベタニア・デイ・ホーム星
 所在地 〒165-0022 中野区江古田3丁目15番2号
 代表者名 管理者 水谷 和幸

〈説明者〉事業所名 ベタニア・デイ・ホーム星
 担当者名 生活相談員 水谷 和幸

私は、本書面に基づいて、事業者から(介護予防)認知症対応型通所介護についての重要事項の説明及び当該重要事項説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

年 月 日

〈ご利用者〉住所 _____

氏名 _____

〈代理人〉住所 _____

氏名 _____

(続柄 _____)